

意匠分類記号	意匠分類の名称
F5-101	広告用具及び表示用具(床置型及び路上設置型)

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
F5-10C	—	広告用具及び表示用具(床置型及び路面設置型)のうち、全体形状板体のものを除く

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
C3-3700	ごみ箱
D3-4200	庭園灯
D3-430	門灯
H7-6242	パネル型データ表示機
H7-720	表示機付き電子計算機等
J6-400	交通安全用機器
L3-532	道路用移動さく
L3-592	塀、さく等支柱

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
道路標識	広告器	電光表示盤
駅名表示器	スコアボード	広告板
広告灯		

**定義**

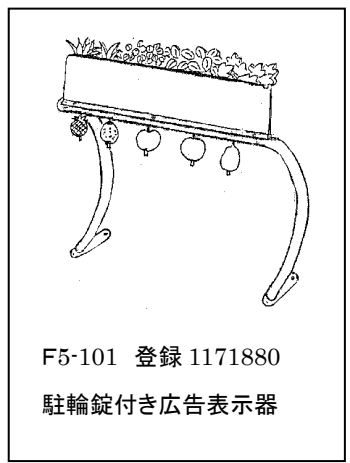
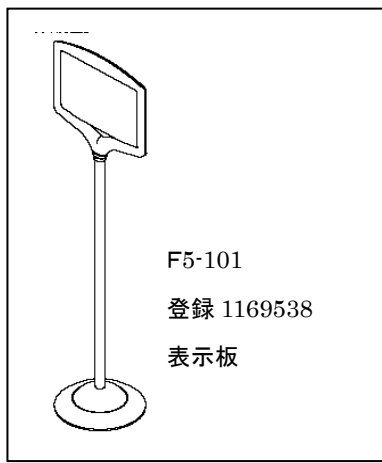
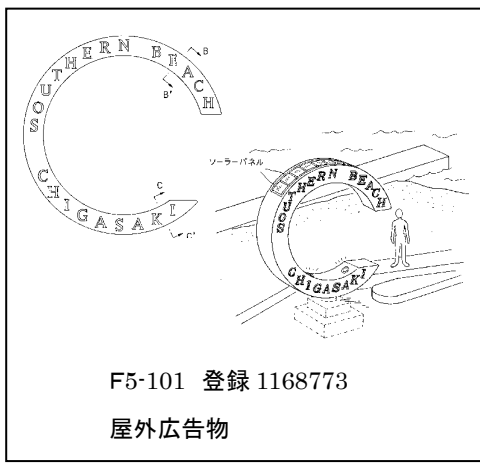
○ 広告用具及び表示用具のうち、床に置くか、又は下部(脚台部)を路面に埋設して設置するものを分類する。

○ 下位分類に該当しないもの。

○ 主として、脚部・台座部を有する表示用具を分類する。設置状態において路面と面一になるものは、F5-100へ。

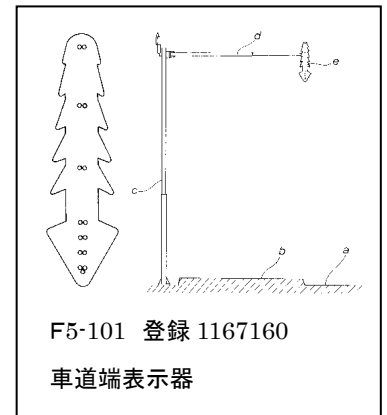
○ 全体形状が板体のものを除く(F5-100、F5-100AAへ)

○ 表示部のない支持部のみはF5-190へ、枠材はF5-191へ。

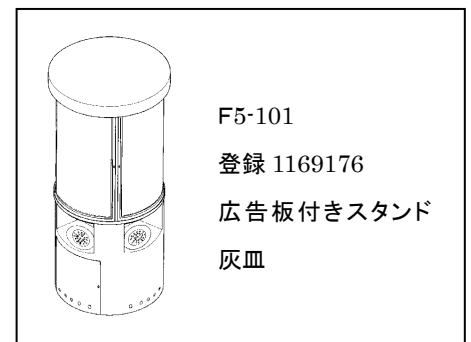


**分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)**

- 一組の6面図で脚部等が表されていればこの分類だが、参考図等で脚部が表され、床置き及び路面設置の可能性が疑われる場合はF5-100ABへ。  
 ただし、車道端表示器の表示部のみは、F5-101とする(F5-190:部品及び付属品へは分類しない)。  
 なお、支柱を含めた車道端表示器もF5-101とする)。



- 広告板付き灰皿は、広告器としての用途・視覚的印象が強いため、物品名にこだわらず、この分類(F5-101)へ。  
 B6(喫煙具)には分類しない。

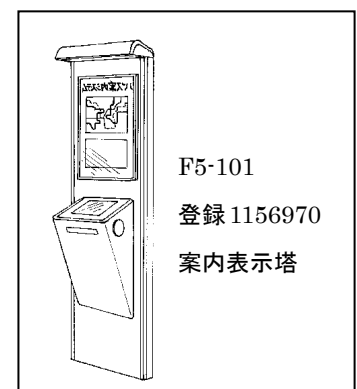


< データ表示機について : H7-624台との関係 >

- データ表示機のうち、公共の場で使用され、不特定多数の者に対し広告、情報を一方的に表示するものをF5に分類する。  
 ○一時的に特定の者に対し占有状態で使用される状態があったとしても、それ以外の状態において上記の性格を強く有するものはF5に分類する。

< 情報表示機について : H7-72台との関係 >

- その物品と利用者が一対一で対面して利用される場合は、F5-10台の特定の相手がないという定義と異なると考えられるのでH7-720台に分類する。  
 ○その物品が利用者を特定せずに同時に多数の人を対象に情報を一方的に流すようなものは、広告器としての性格を強く有するのでF5-10台に分類する。  
 ○表示内容が変化しない仕組みの物、表示部に地図などが描かれ操作部のボタンを押すことであらかじめ地図に埋め込まれた電球等が点灯するような仕組みの案内情報表示器などは従来通りF5-10台に分類する。



< 交通安全用機器について：J6-40との関係 >

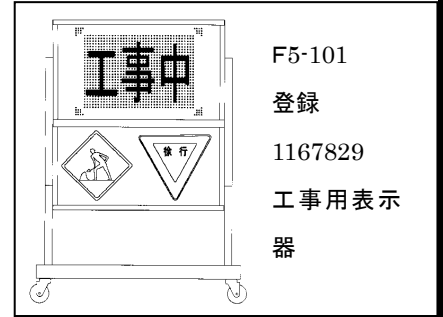
○F5-101, 190へは物品名又は説明文において「工事用」「交通安全用」と記載された表示具であっても文字・図形を用いた物である場合にはF5-101へ分類する(電光掲示板を含む)。

- ・表示内容が明らかな場合もF5-10台へ分類する。
- ・上記、表示具の枠体はF5-190へ分類する(枠材はF5-191)。

○J6-40へは交通安全用又は工事用であって、表示具と解される場合は、

- ・記号以外、例えば黄・黒等の色彩のみによる表示具はJ6-40へ。
- ・光のみ(回転灯、LEDを使用)の表示具はJ6-40へ。  
ただし、形態そのものが広告的要素の強いものだったり、複雑である場合は、用途を考慮してF5-101との関係を担当官で協議する。

○警告灯と表示部とが一体となった工事用の物については、基本的にはJ6-40へ分類するが、その都度、F5担当者と協議を行うこととする。



F5-101  
登録  
1167829  
工事用表示  
器

過去に分類した物品の名称		